

交差点から県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5211番1地先)まで及び県道長野菅平線との交差点(長野市大字大豆島5826番1地先)から一般国道18号との交差点(長野市青木島町大塚303番1地先)までの区間に限る。)、松本市道5501号線、須坂市道高畑虫送線、須坂市道日滝原産業団地2号線、塩尻市道広丘東通線、塩尻市道野村通線又は上高井郡高山村道下原1号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第260号

長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報(平成17年長野県告示第91号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

表中長野県立大学入学者選抜試験の項及び長野県短期大学入学者選抜試験の項を削る。

情報公開・法務課

長野県告示第261号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)は、平成30年7月31日限り、廃止し、この告示による廃止前に行われる療養の給付等に係る補助金については、なお従前の例によります。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

健康福祉政策課

長野県告示第262号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

第2条第1号中「(ケ)を「(コ)に改め、同号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院第12条第1項第2号、第4号及び第5号中「ケ)を「コ)に改める。

第13条第1項第1号中「ケ)を「コ)に、「ク)を「ケ)に、「カ)を「キ)に改め、同条第4項中「ケ)を「コ)に改める。

第15条第2項第1号及び第20条中「ケ)を「コ)に改める。

医療推進課

長野県告示第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年3月28日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第264号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道(上流処理区)
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
平成36年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号、平成15年長野県告示第251号、平成16年長野県告示第659号、平成18年長野県告示第453号、平成19年長野県告示第104号、平成22年長野県告示第207号及び平成25年長野県告示第505号の事業地のうち松代町西条字南名倉、北名倉及び山ノ神を削り、篠ノ井石川字太田和及び字鶴石並びに松代町豊栄字宮ノ入及び字瀬戸並びに松代町西条字上ヶ沢、字入村及びノロシ並びに篠ノ井西寺尾字赤川並びに篠ノ井杵測字洞合、字堰免及び字新田組地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市流域関連公共下水道（下流処理区）

3 事業施行期間

昭和61年12月11日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和61年長野県告示第923号、平成元年長野県告示第426号、平成2年長野県告示第149号、平成3年長野県告示第18号、平成4年長野県告示第182号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成8年長野県告示第692号、平成10年長野県告示第561号、平成12年長野県告示第683号、平成14年長野県告示第404号、平成16年長野県告示第658号、平成18年長野県告示第32号、平成19年長野県告示第105号、平成22年長野県告示第206号及び平成25年長野県告示第504号の事業地に松代町東寺尾字松原西並びに豊野町蟹沢字清水久保、字一里出及び字十二磁を加え、村山字二ノ口並びに松代町東寺尾字観音前並びに若穂綿内字根守及び字根守山並びに豊野町蟹沢字大道下地

内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

伊那市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊那都市計画下水道事業 伊那市公共下水道

3 事業施行期間

平成元年11月24日から（高遠・長藤処理区）

平成2年2月3日から（伊那・竜東北部・美篤処理区）

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

千曲市

2 都市計画事業の種類及び名称

千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月2日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166

号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県告示第133号、平成10年長野県告示第167号、平成12年長野県告示第334号及び平成14年長野県告示第258号、上山田町の平成5年長野県告示第717号、平成7年長野県告示第464号、平成9年長野県告示第18号、平成10年長野県告示第418号、平成12年長野県告示第159号、平成13年長野県告示第540号の事業地、千曲市の平成16年長野県告示第638号、平成22年長野県告示第7号及び平成26年長野県告示第97号の事業地のうち、千曲市大字中字堰尻、字村西、字前久保及び字中村地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
山ノ内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
山ノ内都市計画下水道事業 山ノ内町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年11月14日から
平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第269号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

北安曇郡白馬村大字北城8295番35、8295番49、8295番50、8295番51、8295番52、8295番甲の口の2、8295番甲の口の4、27139番1、27139番7及び27139番8

産業立地・経営支援課

長野県告示第270号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき指定した次の指定法人について、次のとおり変更しました。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指定有効期限	
シキボウ株式会社	大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号	平成29年1月24日	変更前	平成30年3月31日
			変更後	平成30年9月30日

産業立地・経営支援課

長野県告示第271号

農業災害補償法に基づく業務の規模の基準（平成12年長野県告示第171号）は、平成30年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の農業災害補償法に基づく業務の規模の基準の規定による平成30年以前の年産の農作物に係る業務の規模の基準については、なお効力を有します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

農業政策課

長野県告示第272号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長野県告示第542号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

第2条第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

信州の木活用課

長野県告示第273号

林道事業補助金交付要綱（平成23年長野県告示第497号）の一部を次のように改正します。

平成30年 3月29日

長野県知事 阿部 守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

<p>森林環境保全整備事業</p>	<p>林業専用道整備事業</p>	<p>1 林業専用道（間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費</p> <p>2 林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するもの（以下「林業専用道等」という。）を対象とし、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、豪雨等に対する防災機能の向上のため、局部的構造の改良等を実施するための経費</p> <p>3 作業ポイント及び接続路の整備に要する費用</p>	<p>事業費（事務雑費、工事雑費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。）の100分の46以内。ただし、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をいう。以下同じ。）における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の31以内</p> <p>ただし、舗装を実施する場合については事業費の300分の103以内</p> <p>事業費の100分の46以内</p>
	<p>森林資源循環利用林道整備事業</p>	<p>1 林業生産基盤整備道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道）の開設に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、森林法（昭和26年法律第249号）第39条第3項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。）に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(7) 市町村が行うもの</p> <p>(イ) (7)以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの</p> <p>2 林業生産基盤整備道の改良・舗装に要する経費</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。）が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の300分の203以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p>

	(2) その他の林道に係るもの	事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内
	3 林業専用道開設に要する経費	事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内
	4 林業専用道等の改良事業に要する経費	事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内
	5 作業ポイント及び森林作業道等との接続路の整備に要する経費	事業費の100分の46以内
環境林整備事業	森林災害等復旧林道整備（森林管理道の開設）に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内

第2第1項の表の地域自主戦略交付金事業の項及び道整備交付金事業の項を削る。

附 則

この告示による改正後の林道事業補助金交付要綱第2第1項の表の森林環境保全整備事業の林業専用道整備事業2及び3の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

信州の木活用課

長野県告示第274号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）は、廃止し、平成29年度以前の年度のこの告示による廃止前の間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

信州の木活用課

長野県告示第275号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市西春近448の1、448の2、450の1、451の1、451の2、492の1、494の3、494の52
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第276号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳19の2、20の1、20の4、20の5、20の9、20の16、27の1、54、279の2、279の135、279の266
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第277号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草6210の1、6211の1、6214の1、6214の3、6215の1、6215の3、6219の4
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第278号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原4461の1・4462の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第279号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡麻績村日字へほう沢511、512、字土筆木896

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第280号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第281号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第282号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字御所平245、465の1から465の9まで、545の1から545の9まで、610の3、610の5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第283号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（火山基本図「新潟焼山」作成）

2 作業期間

平成28年9月1日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第284号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基本測量（火山基本図「焼岳」作成）

2 作業期間

平成28年9月1日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第285号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
県道	長野上田線	上田市天神四丁目2097番3地先から上田市天神四丁目2063番2地先まで
県道	松本塩尻線	松本市埋橋二丁目1131番2地先から松本市県一丁目2208番5地先まで
県道	松本和田線	松本市清水一丁目57番12地先から松本市清水二丁目1860番8地先まで

道路管理課

長野県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。
 その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。
 平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

整理番号	新旧別	路線名	起終点	重要な経過地	備考
87	旧	伊那インター線	伊那インター		
			伊那市大字伊那		
	新	伊那インター線	伊那インター		
			伊那市上の原		

道路管理課

長野県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。
 その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。
 平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 路線名、起点、終点及び重要な経過地

整理番号	新旧別	路線名	起終点	重要な経過地	備考
32	旧	長野停車場線	長野停車場		
			長野市大字南長野		
	新	長野停車場線	長野停車場		
			長野市大字中御所		

2 路線を変更する期日 平成30年4月1日

道路管理課

長野県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止します。
 その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。
 平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 路線名、起点、終点及び重要な経過地

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
376	長野停車場岡田線	長野停車場	
		長野市字岡田町	

2 路線を廃止する期日 平成30年4月1日

道路管理課

長野県告示第289号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県佐久建設事務所において縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 千曲川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年3月29日
- 3 廃川敷地等の位置
南佐久郡川上村大深山348-10番地、同村大深山348-27番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 26,302.93平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第290号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 金原川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年3月29日
- 3 廃川敷地等の位置
東御市和字上中原2914番先から東御市和字上中原2915番先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 81.48平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野停車場線
- 3 道路の区域

区 間	敷地幅員	延長
長野市大字南長野石堂東1343番地先から 長野市大字中御所字竹原243番の6地先まで	m 25.0~27.0	km 0.4502

- 4 区域を決定する期日 平成30年4月1日

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県佐久建設事務所長 坂下 伸弘

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 141号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字海尻字日影田865番1地先から 南佐久郡南牧村大字海尻字十二321番7地先まで	旧	m 6.5~16.8	km 0.5608
同 上	新	6.5~18.1	0.5597

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 141号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字畑3659番1地先から 南佐久郡佐久穂町大字高野町字屋敷添525番18地先まで	旧	m 10.8~17.0	km 0.5578
同 上	新	10.8~17.0	0.5582

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 299号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字畑2209番4地先から 南佐久郡佐久穂町大字畑1番1地先まで	旧	m 11.2~42.7	km 1.1695
同 上	新	11.2~42.7	1.1657

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義 廣

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字安国寺3158番の1地先から 茅野市宮川字安国寺3164番の1地先まで	旧	7.9~23.9 m	0.1025 km
同 上	新	17.0~51.6	0.1015

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字安国寺3372番の13地先から 茅野市宮川字安国寺3372番の13地先まで	旧	11.7~32.0 m	0.1950 km
同 上	新	17.0~32.0	0.1950

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字安国寺3372番の35地先から 茅野市宮川字安国寺3372番の35地先まで	旧	7.0~8.0 m	0.1060 km
同 上	新	13.0~56.0	0.1060

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上槻木矢ヶ崎線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市玉川字南浦418番の1地先から 茅野市玉川字南浦432番の1地先まで	旧	6.5~6.5 m	0.0700 km
同 上	新	10.3~11.1	0.0700

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上槻木矢ヶ崎線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市泉野6783番1地先から 茅野市玉川字大溜り10708番1地先まで	旧	16.7~29.0 m	0.5300 km
同 上	新	16.7~44.5	0.5000

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩 一

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田135番の4地先から 飯田市南信濃八重河内777番の12地先まで	旧	4.4~39.1 m 9.2~68.1	2.4440 km 2.5675
同 上	新	9.2~68.1	2.5675

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃和田2339番の19地先から 飯田市南信濃和田1597番の5地先まで	旧	6.8~10.0 m	0.0730 km
飯田市南信濃和田2339番の19地先から 飯田市南信濃和田143番の2地先まで	新	5.8~13.8 m	0.2879 km

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯田富山佐久間線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村長島713番の7地先から 下伊那郡天龍村長島673番の4地先まで	旧	10.5~44.1 m	0.2440 km
同 上	新	32.9~127.3 m	0.2440 km

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 阿南根羽線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡根羽村3343番の111地先から 下伊那郡根羽村3343番の111地先まで	旧	8.8~29.6 m	0.1000 km
同 上	新	8.8~36.6 m	0.1262 km

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 田中乱橋線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市伊豆木2351番の9地先から 飯田市箱川296番の1地先まで	旧	4.0~10.0 m	0.4260 km
同 上	新	7.0~10.0 m	0.4260 km

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 駄科大瀬木線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上殿岡428番の4地先から 飯田市上殿岡223番の3地先まで	旧	7.0~9.7 m	0.0580 km
同 上	新	8.8~11.8 m	0.0580 km

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大河内中川原線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原4434番の2地先から 下伊那郡天龍村神原4422番の2地先まで	旧	3.4~5.4 m	0.0985 km
同 上	新	7.1~37.1 m	0.0985 km

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県木曾建設事務所長 市 岡 進

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原西野1059番の12地先から 木曾郡木曾町開田高原西野984番の54地先まで	旧	17.3~34.9 m	0.1818 km
同 上	新	20.7~37.5 m	0.1776 km

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 宮ノ越停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町大字日義2234番地先から 木曽郡木曽町大字日義2190番の2地先まで	旧	5.0~21.0 m	0.1524 km
同 上	新	5.0~21.0	0.1524

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県須坂建設事務所長 中 田 英 郎

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 403号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市墨坂一丁目1593番17地先から 須坂市墨坂二丁目1570番1地先まで	旧	7.3~16.0 m	0.0927 km
同 上	新	7.3~29.4	0.1056

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊野南志賀公園線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3374番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番の3地先まで	旧	8.5~16.6 m	0.1784 km
同 上	新	9.4~18.8	0.1784

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊野南志賀公園線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の18地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の17地先まで	旧	3.5~8.0 m	0.3495 km
同 上	新	7.1~14.3	0.3495

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 大前須坂線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の86地先から 上高井郡高山村大字牧字源内2657番の86地先まで	旧	4.0~5.9 m	0.0440 km
同 上	新	5.0~5.9	0.0440

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 村山綿内停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字福島字屋敷1番1地先から 須坂市大字福島字雁土橋279番3地先まで	旧	6.9~14.1 m	0.1286 km
同 上	新	9.5~18.2	0.1286

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 新田春木線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字小河原字別府組沖2456番の6地先から 須坂市大字小河原字別府組沖2458番の2地先まで	旧	5.2~27.0 m	0.1299 km
同 上	新	6.1~32.4	0.1299

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野菅平線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字南長野字北石堂1400番地先から 長野市大字南長野字北石堂1400番地先まで	旧	15.0~24.0 m	0.0221 km
長野市大字中御所字岡田67番の11地先から 長野市大字南長野字北石堂1400番地先まで	新	15.0~24.0 m	0.4804 km

- 4 区域を変更する期日 平成30年4月1日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字上木島字糠平4518番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字打越10188番の3地先まで	旧	5.0~35.1 m	0.8897 km
		9.6~28.0 m	0.5432 km
同 上	新	7.9~26.8 m	0.5432 km

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字上手9835番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字上手9876番の1地先まで	旧	8.8~36.8 m	0.2580 km
同 上	新	8.8~25.8 m	0.2580 km

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山野沢温泉線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡木島平村大字穂高3612番の1地先から 飯山市大字瑞穂634番の1地先まで	旧	5.5~20.0 m	0.8267 km
		12.5~26.0 m	0.7800 km
同 上	新	12.5~26.0 m	0.7800 km

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

- 1(1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡南牧村大字海尻字日影田865番1地先から
南佐久郡南牧村大字海尻字十二321番7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 2(1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字畑3659番1地先から
南佐久郡佐久穂町大字高野町字屋敷添525番18地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 3(1) 路線名 299号
- (2) 供用を開始する区間
南佐久郡佐久穂町大字畑2209番4地先から
南佐久郡佐久穂町大字畑1番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 4(1) 路線名 上原猿久保線
- (2) 供用を開始する区間
佐久市根々井字十文字23番1地先から
佐久市根々井字十文字23番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

1(1) 路線名 152号

(2) 供用を開始する区間

茅野市宮川字安国寺3158番の1地先から

茅野市宮川字安国寺3164番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

2(1) 路線名 152号

(2) 供用を開始する区間

茅野市宮川字安国寺3372番の13地先から

茅野市宮川字安国寺3372番の13地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

3(1) 路線名 152号

(2) 供用を開始する区間

茅野市宮川字安国寺3372番の35地先から

茅野市宮川字安国寺3372番の35地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

4(1) 路線名 上槻木矢ヶ崎線

(2) 供用を開始する区間

茅野市玉川字南浦418番の1地先から

茅野市玉川字南浦432番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

5(1) 路線名 上槻木矢ヶ崎線

(2) 供用を開始する区間

茅野市泉野6783番1地先から

茅野市玉川字大溜り10708番1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

1(1) 路線名 418号

(2) 供用を開始する区間

飯田市南信濃和田1597番の5地先から

飯田市南信濃和田143番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

2(1) 路線名 阿南根羽線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡根羽村3343番の111地先から

下伊那郡根羽村3343番の111地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

3(1) 路線名 大河内中川原線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡天龍村神原4434番の2地先から

下伊那郡天龍村神原4422番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 路線名 兎川寺鎌田線

2 供用を開始する区間

松本市本庄一丁目1044番地先から

松本市中条672番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県千曲建設事務所長 穴戸誠

1 路線名 大町麻績インター千曲線

2 供用を開始する区間

千曲市大字戸倉字鎮守1999番の3地先から

千曲市大字戸倉字上中町1755番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

て、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県須坂建設事務所長 中田英郎

- 1 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市墨坂一丁目1593番17地先から
須坂市墨坂二丁目1570番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 2 (1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3374番の1地先から
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 3 (1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の18地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の17地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 4 (1) 路線名 村山綿内停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字福島字屋敷1番1地先から
須坂市大字福島字雁土橋279番3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日
- 5 (1) 路線名 新田春木線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字小河原字別府組沖2456番の6地先から
須坂市大字小河原字別府組沖2458番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年4月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月29日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

- 1 路線名 長瀬横倉停車場線
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字塚字大久保4660番の1地先から
下水内郡栄村大字塚字大久保4672番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年3月29日

道路管理課

長野県公安委員会告示第4号

平成27年長野県公安委員会告示第32号(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月29日

長野県公安委員会委員長 日置勇二

本則の1の表中

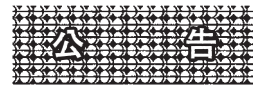
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地

を

高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地
------	----------------	-------------

に改める。

生活安全企画課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 NECフィールドイング株式会社北関東支社長野支店
(2) 所在地 長野市南石堂町1293番地
- 5 落札金額
40,616,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成30年3月5日

情報政策課